式又は出資（租税特別措置法第三十七条の十四の三第六項第六号に規定する外国完全子法人株式を除く。）以外」と、「同条第三項」とあるのは「第百十三条の二第三項」とする」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四の三第五項第一号」を「第三十七条の十四の三第六項第一号」に、「第三十七条の十四の三第五項第三号」を「第三十七条の十四の三第六項第三号」に、「法人」を「、完全子法人株式」とあるのは「完全子法人株式（法第三十七条の十四の三第六項第五号に規定する特定株式分配に係る同条第三項に規定する外国完全子法人株式を除く。）」と、「法人」に、「第三十七条の十四の三第五項第五号」を「第三十七条の十四の三第六項第七号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第二号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「若しくは同条第二項」を「、同条第二項」に、「の交付」を「若しくは同条第三項に規定する外国完全子法人株式の交付」に、「に基づく」を「若しくは同条第三項に規定する特定株式分配に基づく」に、「若しくは当該外国分割承継親法人株式」を「、当該外国分割承継親法人株式若しくは当該外国完全子法人株式」に改め、同項第三号中「第二十五条の十四第九項第三号」を「第二十五条の十四第十項第三号」に、「第三十七条の十四の三第五項第一号」を「第三十七条の十四の三第六項第一号」に、「第三十七条の十四の三第六項第三号」に、「、同項第十号」を「、同項第九号の二中「完全子法人の株式で」とあるのは「完全子法人の株式（法第三十七条の十四の三第六項第五号に規定する特定株式分配により取得する同条第三項に規定する外国完全子法人株式を除く。以下この号において同じ。）で」と、同項第十号」に、「第三十七条の十四の三第五項第五号」を「第三十七条の十四の三第六項第七号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「、同項第二十号」を「、同項第十九号の二中「完全子法人の株式で」とあるのは「完全子法人の株式（法第三十七条の十四の三第六項第五号に規定する特定株式分配により取得する同条第三項に規定する外国完全子法人株式を除く。以下この号において同じ。）で」と、同項第二十号」に改め、同項第四号中「第二十五条の十四第九項第三号」を「第二十五条の十四第十項第三号」に、「、同項第六号」を「、同項第五号の二中「第二十五条の十の二第十四項第九号の二」とあるのは「第二十五条の十四第十項第三号の規定により読み替えられた第二十五条の十の二第十四項第九号の二」と、同項第六号」に改め、同項第五号中「第三十七条の十四の三第六項」を「第三十七条の十四の三第七項」に、「第二十五条の十四第九項第五号」を「第二十五条の十四第十項第五号」に改め、同項第六号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「若しくは同条第二項」を「、同条第二項」に、「の交付」を「若しくは同条第三項に規定する特定株式分配に基づく」に、「若しくは当該外国分割承継親法人株式」を「、当該外国分割承継親法人株式若しくは当該外国完全子法人株式」に、「第三十七条の十四の三第五項第一号」を「第三十七条の十四の三第六項第一号」に、「第三十七条の十四の三第五項第三号」を「第三十七条の十四の三第六項第三号」に、「、同項第六号」を「、同項第五号の二中「完全子法人の株式で」とあるのは「完全子法人の株式（法第三十七条の十四の三第六項第五号に規定する特定株式分配により取得する同条第三項に規定する外国完全子法人株式を除く。以下この号において同じ。）で」と、同項第六号」に改め、同項第七号中「第三十七条の十四の三第六項第七号」を「第三十七条の十四の三第七項第七号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第二十五条の十四第九項第六号」を「第二十五条の十四第十項第六号」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　法第三十七条の十四の三第一項から第四項までの規定の適用がある場合における所得税法施行令第十七条の規定の適用については、同条第三項第一号中「株式交換又は同条第二項」とあるのは「株式交換（租税特別措置法第三十七条の十四の三第六項第七号（合併等により外国親法人株式等の交付を受ける場合の課税の特例）に規定する特定株式交換により同条第四項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式を取得した場合の当該特定株式交換を除く。）又は法第五十七条の四第二項」と、同項第五号中「規定する合併（租税特別措置法第三十七条の十四の三第六項第一号に規定する特定合併により同条第一項に規定する外国合併親法人株式を取得した場合の当該特定合併を除く。）」と、同項第七号中「規定する分割型分割」とあるのは「規定する分割型分割（租税特別措置法第三十七条の十四の三第六項第三号に規定する特定分割型分割により同条第二項に規定する外国分割承継親法人株式を取得した場合の当該特定分割型分割を除く。）」と、同項第九号中「規定する株式分配」とあるのは「規定する株式分配（租税特別措置法第三十七条の十四の三第六項第五号に規定する特定株式分配により同条第三項に規定する外国完全子法人株式を取得した場合の当該特定株式分配を除く。）」とする。

第二十五条の十四第八項中「及び第六項」を「から第七項まで」に、「若しくは第二項（合併等により外国親法人株式等」に、「若しくは同条第二項」を「、同条第二項」に、「の交付の」を「若しくは同条第三項に規定する外国完全子法人株式の交付の」に、「に基づく同条第一項若しくは第二項」を「若しくは同条第三項に規定する特定株式分配に基づく同条第一項から第三項まで」に、「若しくは当該外国分割承継親法人株式」を「、当該外国分割承継親法人株式若しくは当該外国完全子法人株式」に、「第三十七条の十四の三第五項第三号（合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例）を「第三十七条の十四の三第六項第三号」に、「より同条第二項」を「より租税特別措置法第三十七条の十四の三第二項」に改め、「」と」の下に「、同項第二号中「株式分配（」とあるのは「株式分配（租税特別措置法第三十七条の十四の三第六項第五号に規定する特定株式分配に限る。」と、「のうち次のいずれかに該当するものにより同条第十二号の十五の二に規定する完全子法人（以下この号において「完全子法人」という。）の株式その他の資産」とあるのは「により租税特別措置法第三十七条の十四の三第三項に規定する外国完全子法人株式」と」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三十七条の十四の三第五項第五号」を「第三十七条の十四の三第六項第七号」に、「第二条第十二号の六の四」を「第二条第十二号の六の三」に、「第三十七条の十四の三第三項」を「第三十七条の十四の三第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　非居住者が、その有する株式につき、その株式を発行した内国法人の行った法第三十七条の十四の三第六項第五号に規定する特定株式分配により同条第三項に規定する外国完全子法人株式の交付を受ける場合には、当該外国完全子法人株式の評価額の計算については、所得税法第百六十五条第一項の規定により所得税法施行令第百十三条の二第一項の規定に準じて計算する場合における同項の規定は、適用しない。

第二十五条の十四の二第三項中「第二条第十二号の六の四」を「第二条第十二号の六の三」に改め、同条第四項中「所得税法施行令」の下に「第十七条及び」を加え、「同条第一項第四号」を「同令第十七条第一項及び第二百八十一条第一項第四号」に改め、同条第五項第六号中「第二十五条の十三第十項第三号」を「第二十五条の十三第十一項第三号」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同条第六項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「所得税法施行令」の下に「第十七条及び」を加え、「同条第一項第一号」を「同令第十七条第三項第一号中「株式交換又は同条第二項」とあるのは「株式交換（租税特別措置法第三十七条の十四の四第三項（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）に規定する特定非適格株式交換により特定軽課税外国法人（同法第六十八条の二の三第五項第一号（適格合併等の範囲等に関する特例）に規定する特定軽課税外国法人をいう。第五号及び第七号において同じ。）の株式に該当する同法第三十七条の十四の四第三項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式を取得した場合の当該特定非適格株式交換を除く。）又は法第五十七条の四第二項」と、同項第五号中「規定する合併（租税特別措置法第三十七条の十四の四第一項に規定する特定非適格合併により特定軽課税外国法人の株式に該当する同項に規定する外国合併親法人株式を取得した場合の当該特定非適格合併を除く。）」と、同項第七号中「規定する分割型分割」とあるのは「規定する分割型分割（租税特別措置法第三十七条の十四の四第二項に規定する特定非適格分割型分割により特定軽課税外国法人の株式に該当する同項に規定する外国分割承継親法人株式を取得した場合の当該特定非適格分割型分割を除く。）」と、同令第三百四十五条第一項第一号」に改める。